

「疾病、傷害及び死因の統計分類」(ICD-11 準拠)の 告示について(報告)

1. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」とは

(1) 「疾病、傷害及び死因の統計分類」(以下「本分類」という。) は、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合の統計基準(※1)である。

※1 「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項)である。

(2) 本分類は、世界保健機関(以下「WHO」という。)が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(以下「ICD」という。)に準拠して作成、変更されており、これにより公的統計の国際比較可能性の向上を図っている。

(3) 現行の本分類は「ICD-10(2013年版)」に準拠したものであり、統計委員会答申(平成26年12月8日府統委第124号)を経て、統計法第28条第3項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として、平成27年総務省告示第35号により告示されたものである。

2. 今回の改定の経緯

(1) 令和元年5月の第72回WHO世界保健総会において、ICD第11回改訂分類(ICD-11)が採択され、令和4年1月に発効(※2)したことを受けて、公的統計の国際比較の観点から、ICD-11に準拠して分類表の改定を行うこととなった。

※2 WHOにおいて令和4年の発効時に「少なくとも5年間の移行期間を設けること」とされている。

(2) 当該ICD-11準拠の分類表の表記に用いる用語の和訳については、「第27回疾病、傷害及び死因分類専門委員会」における審議を踏まえて和訳がとりまとめられた。

(3) ICD-11に準拠した分類表への改定については、令和6年9月に厚生労働大臣から社会保障審議会に諮問(その後、社会保障審議会から統計分科会に付議、統計分科会から疾病、傷害及び死因分類部会(以下「ICD部会」という。)に付議)された。

(4) ICD部会における審議の結果、令和7年5月に開催された「第13回ICD部会」においてICD-11準拠の分類表をとりまとめ、ICD部会から統計分科会への報告、統計分科会から社会保障審議会への報告を経て、令和7年6月に社会保障審議会から厚生労働大臣に答申された。

※3 その後、令和7年12月開催の第14回ICD部会の審議を踏まえて、当該分類表の一部改正を答申。

(5) 厚生労働省における答申を踏まえ、ICD-11に準拠した本分類の変更について、令和7年12月に総務省において総務大臣から統計委員会へ諮問され、答申が行われた。

3. 分類表の構成及び分類符号

以下の分類表により構成されている。(各分類表は参考資料1～3を参照)

- (1) 基本分類表(章分類25項目、基本分類17,106項目)
- (2) 疾病分類表(151項目)
- (3) 死因分類表(134項目)

基本分類表		基本分類	疾病分類表	死因分類表
章分類				
1 特定の感染症又は寄生虫症	988	8	13	
2 新生物	1,237	14	24	
3 血液又は造血器の疾患	256	3	3	
4 免疫系の疾患	252	1	1	
5 内分泌、栄養又は代謝疾患	637	5	5	
6 精神、行動又は神経発達の疾患群	858	9	4	
7 睡眠・覚醒障害群	79	3	1	
8 神経系の疾患	840	12	11	
9 視覚系の疾患	707	6	1	
10 耳又は乳様突起の疾患	150	5	1	
11 循環器系の疾患	591	9	12	
12 呼吸器系の疾患	346	9	7	
13 消化器系の疾患	961	15	9	
14 皮膚の疾患	737	4	1	
15 筋骨格系又は結合組織の疾患	427	9	1	
16 腎尿路生殖器系の疾患	544	10	7	
17 性の健康に関連する状態群	68	1	1	
18 妊娠、分娩又は産褥	508	5	1	
19 周産期に発生した特定の状態	614	3	6	
20 発生異常	1,311	3	5	
21 症状、徴候又は臨床所見、他に分類されないもの	1,245	3	5	
22 損傷、中毒又は特定のその他の外因の影響	1,984	5		
23 傷病又は死亡の外因	904		12	
24 健康状態に影響を及ぼす要因又は保健医療サービスの利用の要因	842	6		
25 特殊目的用コード	20	3	3	
計	17,106	151	134	

本分類の分類符号は、アルファベットと数字で表記し、基本分類表の基本分類においては、符号が 5 衔以上になる場合は、4 衔目と 5 衔目の間に小数点を付す。

4. 告示及び施行について

総務省において令和 8 年 1 月 19 日に告示が行われ、令和 9 年 1 月 1 日施行予定。

- ・総務省告示第 11 号

[総務省 | 国民生活と安心・安全 | 統計基準等](#)